

水源かん養税（仮称）意見交換会の結果

平成15年8月
税 務 課

1 意見交換会の日時及び場所

地区	参加者数	日 時	会 場
日野	15名	平成15年8月1日（金） 18:30～20:00	日野町山村開発センター大集会室 （日野町根雨）
米子	16名	平成15年8月2日（土） 10:00～11:40	米子コンベンションセンター第3会議室 （米子市末広町）
倉吉	18名	平成15年8月2日（土） 14:30～16:15	倉吉未来中心セミナールーム3B （倉吉市駄経寺町）
鳥取	25名	平成15年8月3日（日） 10:00～11:30	鳥取県民文化会館第1会議室 （鳥取市尚徳町）
八頭	13名	平成15年8月7日（木） 18:30～19:30	郡家町中央公民館大集会室 （郡家町宮谷）
計	87名		

2 主な意見、感想

◎税の趣旨

- ・既に県民の合意はできているので、早く実現してほしい。
- ・将来的に、大きく育ててほしい。
- ・「水源かん養」以外の公益的機能にも着目しているのであれば、税の名称を改めるべき。
- ・必要な事業費ははっきりしないのに、税を導入するべきではない。
- ・林業政策の失敗によるものであり、責任を明確にしてから、税の議論をするべき。
- ・税以外の工夫が必要であり、新税の導入には反対である。
- ・「水源かん養」を目的にするのであれば、税の導入は不要である。
- ・皆で取り組むことは重要である。その前に、まず森林を見る機会を作ることが必要。

◎課税方式

- ・森林からの受益の量に応じて税を負担する、水道課税方式（案1）の方が良い。
- ・広く県民が負担するべきであり、県民税の上乗せ（案2）の方が良い。
- ・（案1について）井戸水や発電用水など、すべての水の使用に課税するべき。
- ・（案1について）工業用水道への課税は、産業界への影響が心配であり、課税するべきでない。従業員個人が負担しているので、不要である。
- ・（案1について）簡易水道使用者の中には、使用量10㎡未満の者がたくさんいることから、平均使用量による定額課税は不公平である。
- ・（案1について）メーターのある飲料水供給施設もあり、課税しないのは不公平である。
- ・（案1について）水道事業者の負担（徴税コスト、滞納された税の立替、電算修正コストなど）や節水による減収を懸念する。
- ・（案1について）特徴者に手数料を払うことにより、税収が目減りすることを懸念。
- ・（案2について）法人は一般家庭よりも多く森林の受益を受けており、税額が同じでは不公平である。

◎ 税収・税率について

- ・ 税収規模が少なすぎる。
- ・ 森林や林業の現状（木材単価等）を県民にPRし、啓発すれば、高い税率でも理解が得られるのではないか。

◎ 税収使途について

- ・ 具体的に目に見える効果があるよう、税収使途を検討すべき。
- ・ 森林の公益的機能に着目するのであれば、天然林化すべき。
- ・ 民有林にも税収を使うべき。
- ・ 「水源の森づくり」を長期構想で行ってほしい。
- ・ 県有林、市町村有林の整備に税収を使うべき。
- ・ 公社造林に税収を使うべき。
- ・ 法律で制限された2割の間伐ではあまり意味がないので、大胆な策が必要である。
- ・ 集落の森林整備の補助に税収を使うべき。
- ・ 林業の発展も考慮に入れた幅広いものにする方が良い。

◎ その他

- ・ 徴税コストがかからない方法を考えてほしい。
- ・ 環境税などを含めて、総合的に検討すべき。
- ・ 国土保全のため、国レベルで考えてほしい。
- ・ 県土保全にも取り組んでほしい。
- ・ 水源税の導入により、林業に対する一般財源の予算が縮小されるのではあれば、意味がない。
- ・ 県民の意見に対応して方針が変わっている。いい加減であると思う。
- ・ 上流域の者に一定の配慮をした方が良い。
- ・ 意識啓発は、県と市町村が一体となって取り組むべきである。
- ・ 外材にたよらず、木材の自給をする循環システムが必要である。
- ・ 間伐材を切り出し、使える方法を試験研究期間で考えるべきである。
- ・ 国有林は広葉樹林化すべき。

3 アンケートの結果について（回答者：54名、回収率：約62%）

(1) 課税方式について

約74%の者が、案2（県民税の上乗せ方式）に賛成している。

見直不要	案1	案2	その他	無回答	合計
1	5	40	7	1	54

(2) 税収使途について

約65%が、案2（水源かん養保安林に限らない森林整備、森林の体験学習）に賛成している。

見直不要	案1	案2	その他	無回答	合計
1	10	35	5	3	54

(3) 上記2以外の意見

- ・ 水の使用に課税する場合、飲料水に限定すべき。
- ・ 発電用水の使用にも課税すべき。
- ・ 森林への不法投棄対策に税収を使うべき。
- ・ 一般財源の見直しで森林整備ができないか検討するべき。（道路予算を森林整備に振り分けるべき。）
- ・ 森林巡視員の意見を聞きたい。